

改善要望・改善報告書

施設の名称 東大阪市営住宅(北蛇草住宅、荒本住宅)

令和 6 年度

第三者評価に基づく改善要望及び改善報告

(第三者評価で要改善事項とされた項目のうち、指定管理者・施設担当課の努力により改善余地がある事項。)

観点＝有効性、効率性、適正性、財務健全性、労働環境、その他の中から選択。

No.	観点	要改善事項	指定管理者・施設担当課による改善報告 (令和8年2月6日時点)
1	適正性	【指定管理者】 防犯カメラの運用・管理の改善 (映像の不備があったため、定期的な確認を行うなど運用のルール決meを行っていただきたい。)	防犯カメラの映像に関して、現場で不備がないよう定期的に確認を行うようになっている。(令和7年度3月改善)市としては、半年に一度履行確認している。
2	適正性	【施設担当課】 上記1の防犯カメラの管理状況について指導を行い、改善されたかどうかについてモニタリングを行っていただきたい。	防犯カメラの管理について改善指導を行い、3ヶ月に一度改善指導の履行状況を確認している